

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	専用バスターミナルの確認
2．根拠法令	自動車ターミナル法第15条
3．担当部署名	国土交通省自動車交通局総務課企画室（道路係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度</p> <p style="padding-left: 2em;">平成8年度</p> <p>(2)改正内容</p> <p>これまで国が行っていた検査制度を廃止して、専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら構造及び設備の基準適合性を検査し、その旨を書面で提出する制度とした。</p> <p>(3)背景事情</p> <p>事業者の負担を軽減し、弾力的な事業運営を促進するため。</p>
5．今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	該当なし
5 - 1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果</p> <p style="padding-left: 2em;">維持する必要がある。</p> <p>(2)理由</p> <p>バスターミナルは旅客等多数の一般の利用者が利用する施設であり、最低限の安全を確保することが必要であるため。</p>
5 - 2．自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p style="margin-left: 2em;">a：自己確認・自主保安化を行った。</p> <p style="margin-left: 2em;">b：第三者認証化を行った。</p> <p style="margin-left: 2em;">c：国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p>

		<p>(2)上記の説明</p> <p>これまでの国による検査制度を廃止した。(平成8年自動車ターミナル法を改正。)</p> <p>(3)理由</p> <p>バス輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、施設において一定の最低基準を満たす自動車ターミナルであれば、その量的拡大を図っていくために事業運営上の手続きを簡素化することによって自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進するため。</p>
	<p>5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等</p>	
	<p>国際的整合化(基準の基礎(性能規定化している場合にあつては、参照基準)として国際規格を用いているか)。</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>行っていない。国際規格が存在しないため。</p>
	<p>性能規定化</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>既に性能規定化を図っている。</p>
	<p>重複検査の排除等</p>	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>